

# 福岡県公報

平成25年5月28日  
第3499号

## 目次

### 告示(第887号-第916号)

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	(県民情報広報課)	7
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○市街地再開発組合の事業計画の認可	(都市計画課)	12

## 公告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	12
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	15

## 公安委員会

○意見募集の結果の公示	(警察本部組織犯罪対策課)	15
○福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	(警察本部組織犯罪対策課)	15
○福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部組織犯罪対策課)	26

## 告示

### 福岡県告示第887号

五徳土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
中川 正則	田川郡香春町大字香春2083番地
亀澤 昌治	〃 〃 〃 2807番地
神崎 進	〃 〃 〃 1984番地2
宇津木末廣	〃 〃 〃 2941番地
原田 重信	〃 〃 〃 2590番地
福田 征治	〃 〃 〃 2099番地
進 正己	〃 〃 〃 2004番地2

## 2 退任監事

氏名	住所
原田 一三	田川郡香春町大字香春2593番地
若佐 健一	〃 〃 〃 2305番地
松田 直行	〃 〃 〃 2087番地2

## 3 就任理事

氏名	住所
中川 正則	田川郡香春町大字香春2083番地
亀澤 昌治	〃 〃 〃 2807番地
進 正己	〃 〃 〃 2004番地2
宇津木末廣	〃 〃 〃 2941番地
原田 重信	〃 〃 〃 2590番地
松田 直行	〃 〃 〃 2087番地2

## 4 就任監事

氏名	住所
原田 一三	田川郡香春町大字香春2593番地
福田 征治	〃 〃 〃 2099番地
進 忠利	〃 〃 〃 2558番地

## 福岡県告示第888号

瀬高町土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
佐田 修	〃 〃 太神27番地3
吉開 正義	〃 〃 小田54番地
武藤 義美	〃 〃 泰仙寺217番地
田中 保徳	〃 〃 高柳699番地
鬼丸 次雄	〃 〃 文廣531番地
梶島 健夫	〃 〃 大江1460番地
樺嶋 静男	〃 〃 松田1175番地
安陪 詔生	〃 〃 本吉425番地1
松尾 幸弘	〃 〃 山門1171番地
小宮 寛	〃 〃 小川613番地
猪名富久人	〃 山川町清水951番地
原口登志男	〃 瀬高町長田1788番地
古賀 正勝	〃 〃 坂田1577番地
釘嶋 房男	〃 〃 長田1266番地
坂田 薫	〃 〃 小田1029番地
野田 始	〃 〃 濱田686番地1の2
田中 洋一	〃 〃 河内1846番地1
石橋 保	〃 〃 東津留509番地2
河野貴美雄	〃 〃 河内823番地1
板橋 忠良	〃 〃 文廣176番地
大城 博俊	〃 〃 高柳202番地

田中伊喜雄	みやま市瀬高町高柳557番地1
-------	-----------------

## 2 退任監事

氏名	住所
向 孝道	みやま市瀬高町大廣園1167番地1
森 勇	〃 〃 大草1073番地3
三栗野勝幸	〃 〃 太神1686番地

## 3 就任理事

氏名	住所
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
佐田 修	〃 〃 太神27番地3
武藤 義美	〃 〃 泰仙寺217番地
田中 保徳	〃 〃 高柳699番地
鬼丸 次雄	〃 〃 文廣531番地
栴島 健夫	〃 〃 大江1460番地
樺嶋 静男	〃 〃 松田1175番地
安陪 詔生	〃 〃 本吉425番地1
松尾 幸弘	〃 〃 山門1171番地
猪名富久人	〃 山川町清水951番地
江口 文記	〃 瀬高町小川597番地
原口登志男	〃 〃 長田1788番地
古賀 正勝	〃 〃 坂田1557番地
釘嶋 房男	〃 〃 長田1266番地
坂田 薫	〃 〃 小田1029番地
田中 俊一	〃 〃 小田1786番地
野田 始	〃 〃 濱田686番地1の2
田中 洋一	〃 〃 河内1846番地1
石橋 保	〃 〃 東津留509番地2
河野貴美雄	〃 〃 河内823番地1
板橋 忠良	〃 〃 文廣176番地

大城 博俊	みやま市瀬高町高柳202番地
田中伊喜雄	〃 〃 高柳557番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
向 孝道	みやま市瀬高町大廣園1167番地1
森 勇	〃 〃 大草1073番地3
三栗野勝幸	〃 〃 太神1686番地

## 福岡県告示第889号

大川中部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
山浦 忠一	大川市大字一木240番地3

## 2 就任理事

氏名	住所
古賀 武志	大川市大字一木16番地

## 福岡県告示第890号

大川東部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
山田 廣登	大川市大字下木佐木452番地2
柿添 信美	〃 〃 985番地1

江口 利昭	大川市大字荻島166番地 1
-------	----------------

## 2 就任理事

氏 名	住 所
園田 芳勝	大川市大字荻島260番地 1
柿添 茂秋	〃 大字下木佐木465番地 1
山田 孝光	〃 〃 975番地 2

## 福岡県告示第891号

大川中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 退任理事

氏 名	住 所
石橋 輝光	大川市大字三丸1150番地 2
岡 倉次	〃 〃 1586番地
岡 宇三登	〃 〃 1511番地
岡 好幸	〃 〃 172番地 2
岡 光男	〃 〃 1539番地 1
古賀 一夫	〃 〃 1956番地
石橋正一郎	〃 〃 1129番地
石橋 久信	〃 〃 753番地
石橋 勝	〃 〃 2074番地 1
下川 博	〃 大字坂井560番地
吉村 和昭	〃 〃 164番地
志牟田 巖	〃 〃 694番地
中原 泰典	〃 〃 377番地
北原 光政	柳川市西浜武81番地 1
北原 昭夫	〃 田脇453番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地 6
北原 俊	柳川市田脇271番地 2
岡 宇喜男	大川市大字三丸1531番地26
下川 廣重	〃 大字坂井36番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
石橋 輝光	大川市大字三丸1150番地 2
岡 倉次	〃 大字三丸1586番地
岡 宇三登	〃 大字三丸1511番地
岡 好幸	〃 大字三丸172番地 2
岡 光男	〃 大字三丸1539番地 1
古賀 照光	〃 大字三丸2010番地 1
石橋正一郎	〃 大字三丸1129番地
石橋 久信	〃 大字三丸753番地
石橋 勝	〃 大字三丸2074番地 1
下川 博	〃 大字坂井560番地
吉村 和昭	〃 大字坂井164番地
志牟田益穂	〃 大字坂井658番地
志牟田 勝	〃 大字坂井680番地
北原 光政	柳川市西浜武81番地 1
北原 俊	〃 田脇271番地 2

## 4 就任監事

氏 名	住 所
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地 6
北原 昭夫	柳川市田脇453番地
岡 新一	大川市大字三丸165番地 3
志牟田國男	〃 大字坂井885番地 3

**福岡県告示第892号**

下小山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
久保 壽男	築上町大字広末515番地
加藤 徹	〃 〃 小山田1579番地3
葭平 幸一	〃 〃 〃 2499番地
稲葉 泰	〃 〃 〃 2232番地1
竹本 國夫	〃 〃 〃 広末257番地1
野中日出行	〃 〃 〃 小山田2581番地4
築別 征夫	〃 〃 〃 2162番地
吉田 久治	〃 〃 〃 広末531番地

## 2 退任監事

氏名	住所
久保 勝	築上町大字広末623番地1
井上 高市	〃 〃 〃 小山田1645番地1
稲葉 諭	〃 〃 〃 2255番地2

## 3 就任理事

氏名	住所
久保 壽男	築上町大字広末515番地
稲葉 泰	〃 〃 〃 小山田2232番地1
竹本 國夫	〃 〃 〃 広末257番地1
野中日出行	〃 〃 〃 小山田2518番地4
薬丸 武俊	〃 〃 〃 2504番地1
相良 知幸	〃 〃 〃 1879番地

加藤 徹	築上町大字小山田1579番地3
築別 征夫	〃 〃 〃 2162番地
吉田 久治	〃 〃 〃 広末531番地

## 4 就任監事

氏名	住所
久保 勝	築上町大字広末623番地1
渡邊 正身	〃 〃 〃 小山田1561番地
井上 高市	〃 〃 〃 1645番地1

**福岡県告示第893号**

船迫土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
藏田 達雄	築上町大字船迫745番地
水上 忍	〃 〃 〃 596番地2
池田 勉	〃 〃 〃 721番地
尾田 勉	〃 〃 〃 709番地1
西 知行	〃 〃 〃 741番地
尾田 和徳	〃 〃 〃 736番地
木村 幸徳	〃 〃 〃 325番地
藏田 公一	〃 〃 〃 757番地
神吉 豊彦	〃 〃 〃 68番地
山本 照一	〃 〃 〃 1352番地3

## 2 退任監事

氏名	住所
池永 巖	築上町大字船迫759番地

九後 紀一	築上町大字船迫749番地 1
谷口 初男	〃 〃 〃 201番地

3 就任理事

氏 名	住 所
池永 巖	築上町大字船迫759番地
水上 忍	〃 〃 〃 596番地 2
池田 勉	〃 〃 〃 721番地
尾田 勉	〃 〃 〃 709番地 1
西 知行	〃 〃 〃 741番地
尾田 和徳	〃 〃 〃 736番地
木村 幸徳	〃 〃 〃 325番地
藏田 公一	〃 〃 〃 757番地
神吉 豊彦	〃 〃 〃 68番地
山本 照一	〃 〃 〃 1352番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
谷口 初男	築上町大字船迫201番地
中村 修二	〃 〃 〃 370番地 2
大田 時治	〃 〃 〃 693番地

福岡県告示第894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
大和町土地改良区 宮崎土地改良区 友枝土地改良区 下小山田土地改良区	平成25年5月16日

福岡県告示第895号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
519	福岡市博多区博多駅南4丁目3-18 株式会社タカ・コーポレーション	福岡市西区内浜1丁目4番7号 福岡市西保健所内	平成25年5月13日

福岡県告示第896号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル2階 一般財団法人福岡県警友会	福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか4か所	平成25年4月1日
旧		福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル2階 財団法人福岡県警友会		

福岡県告示第897号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	69	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館 一般社団法人北九州中小企業団体連合会	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館	平成25年4月1日
旧		北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館 社団法人北九州中小企業団体連合会		

**福岡県告示第898号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年4月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 youmeマート新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

## 3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後

(仮称) イズミ新宮店 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜土地区画整理事業5街区1号	youmeマート新宮店 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1
--	------------------------------------

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市京橋町2番22号ほか未定	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市京橋町2番22号ほか2者

**福岡県告示第899号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄六丁目4227番591及び4227番593から4227番599まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市針摺中央二丁目7番7号

黒崎建設 株式会社

代表取締役 黒崎 直樹

**福岡県告示第900号**

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

表中福岡県行政実務研修生採用試験の項を削る。

**福岡県告示第901号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字小畑川原725、727の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
ダム用地とするため

**福岡県告示第902号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和45年10月12日農林省告示第1459号（国有林に係るものを除く。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第903号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和49年4月16日農林省告示第301号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第904号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和46年1月5日農林省告示第21号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。



（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第905号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
八 女	一般国道	442号	前	八女市津江529番6先から八女市本村1059番1先まで	11.8 ～ 32.8	2,432.8	
			前	八女市津江529番6先から八女市本村1059番1先まで	11.8 ～ 31.0	3,932.3	うち一般国道3号重用延長836.2 m
			後	八女市津江529番6先から八女市蒲原944番1先まで	15.5 ～ 41.5	3,054.4	

**福岡県告示第906号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般国道	442号	前	八女市本村1059番1先から筑後市大字四ヶ所261番1先まで	7.5 ～ 39.0	9,053.5
			前	八女市本村1059番1先から筑後市大字江口314番1先まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2
			後	八女市蒲原944番1先から筑後市大字江口314番1先まで	21.0 ～ 61.0	7,780.1

**福岡県告示第907号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
八 女	県道	筑後線 城 島	前	筑後市大字羽犬塚524番先から筑後市大字久富93番1先まで	6.1 ～ 54.8	2,881.6	うち一般国道442号重用延長1235.3 m
			後	筑後市大字山ノ井272番1先から筑後市大字久富100番1先まで	7.2 ～ 39.0	5,263.6	うち瀬高久留米線重用延長2264.0 m

**福岡県告示第908号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
八 女 県道	柳 瀬 線 筑 後	柳 瀬 線	前	筑後市大字新溝262番1先から筑後市大字山ノ井271番1先まで	4.3 ～ 34.4	1,716.3	
			後	筑後市大字新溝262番1先から筑後市大字山ノ井271番1先まで	4.3 ～ 34.4	1,716.3	
			後	筑後市大字新溝262番1先から筑後市大字山ノ井271番1先まで	9.6 ～ 39.8	2,816.5	うち八女瀬高線重用延長1255.5 m

**福岡県告示第909号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

八 女 県道	八 女 瀬 高 線	前	八女市本村11番1先から筑後市大字新溝344番先まで	4.3 ～ 29.9	5,935.0	
		前	八女市本村11番1先から筑後市大字新溝344番先まで	4.3 ～ 33.0	6,031.9	
		後	八女市納楚757番1先から筑後市大字新溝344番先まで	5.5 ～ 49.5	6,431.3	うち玉名八女線重用延長201.6 m

**福岡県告示第910号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
八 女 県道	湯 辺 田 八 女 線	前	八女市祈祷院117番2先から八女市馬場31番5先まで	5.4 ～ 24.9	1,294.4		
		後	八女市祈祷院117番2先から八女市馬場54番4先まで	4.5 ～ 33.0	1,674.3	うち久留米立花線重用延長433.7 m、うち国道442号重用延長818.8 m	

**福岡県告示第911号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	191	小郡市大板井234-1 小郡警察署内 小郡三井地区交通安全協会 会長 光安勝憲	小郡市大板井234-1 小郡警察署内	平成25年5月10日
旧		小郡市大板井234-1 小郡警察署内 小郡三井地区交通安全協会 会長 権藤秀彦		

**福岡県告示第912号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市中島田314番先から 朝倉市桑原5番2先まで	10.4 ～ 22.8	800.0
			後	朝倉市中島田314番先から 朝倉市桑原5番2先まで	10.4 ～ 30.2	

**福岡県告示第913号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		殖 木 入 地 線 甘 木	前	朝倉市中島田826番2先から 朝倉市桑原64番1先まで	4.0 ～ 14.0	731.0
			後	朝倉市中島田826番2先から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 18.0	

**福岡県告示第914号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		朝 倉 小石原 線	前	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	6.0 ～ 23.0	1,245.0
			後	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	6.0 ～ 23.0	

## 福岡県告示第915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年5月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田4346番先から 朝倉市佐田4416番1先まで

## 福岡県告示第916号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第3項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称  
吉原町1番地区市街地再開発組合
- 事業施行期間  
平成25年2月1日から平成27年8月31日まで
- 施行地区  
飯塚市吉原町511番1、511番3、511番8、511番9、511番10、512番1、512番2、550番3、550番4及び551番2
- 事務所の所在地  
飯塚市吉原町10番7号
- 設立認可の年月日  
平成25年1月23日

- 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成25年6月26日

- 事業計画の認可の年月日

平成25年5月16日

## 公告

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 被命令者（1法人5個人）

- 株式会社藤宏産業（福岡県飯塚市内住）代表取締役 重藤 晃宏
- 重藤 晃宏（福岡市中央区）
- 重藤 晃（福岡市中央区）
- 重藤 奈美（福岡市中央区）
- 田中 修（福岡県糟屋郡須恵町）
- 重藤 光子（福岡市中央区）

- 措置命令の内容

福岡県飯塚市内住字白坂2737番1外1筆にある産業廃棄物安定型最終処分場において、以下の措置を講じること。

なお、措置を講ずるに当たっては、事前に措置計画書を提出し、本職の承認を受けること。

- 鉛が溶出する廃棄物層による支障（おそれを含む）の除去（撤去又は不溶化）  
鉛の溶出による地下水汚染のおそれを除去するため、鉛が溶出する廃棄物層（別図に示すH-1の区画の標高311.55～316.55mの範囲、H-4の区画の標高292.76～299.96mの範囲及びH-7の区画の標高291.70～304.50mの範囲）の撤去又は当

該廃棄物層の鉛の不溶化処理を行うこと。

(2) 地下滞留水の水位の低下措置

上記(1)を実施するために、廃棄物埋立区域内の地下の花崗岩層の上部に滞留した状態の水（以下、「地下滞留水」という。）を抜き、地下滞留水の水位を低下させること。

また、抜いた地下滞留水を一定量ずつ処理するために、調整池を設置した上で、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府令・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）別表第1に規定する管理型最終処分場の排水基準に適合するよう、地下滞留水を浄化して放流すること。

(3) 雨水排水設備の設置

埋立区域周辺から集まる雨水を排除するため、雨水排水設備を整備すること。

(4) キャッピング

埋立区域表面を遮水できる資材で覆い、当該資材を保護するための措置を施すこと。併せて、埋立区域内のガス抜き対策を実施し、廃棄物層を好气的状態とすること。

(5) モニタリング

工事着工後、浸透水が、最終処分基準省令第2条第3項に規定する安定型最終処分場の廃止に係る技術上の基準に合致するまで、別図に示すB-3のボーリング孔においてモニタリングを継続すること。

3 措置命令書交付日

平成25年5月16日

4 履行期限

(1) 措置計画書の提出期限

平成25年7月30日（措置命令の日から起算して75日を経過する日）

(2) 措置の着手期限

平成25年8月14日（措置命令の日から起算して90日を経過する日）

(3) 履行期限

平成28年12月6日（措置命令の日から起算して1,300日を経過する日）

5 処分の理由

(1) 処分場の地下滞留水において、BOD、COD及び鉛が、浸透水基準（BODについて20mg/L、CODについて40mg/L及び最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準）を超過している。

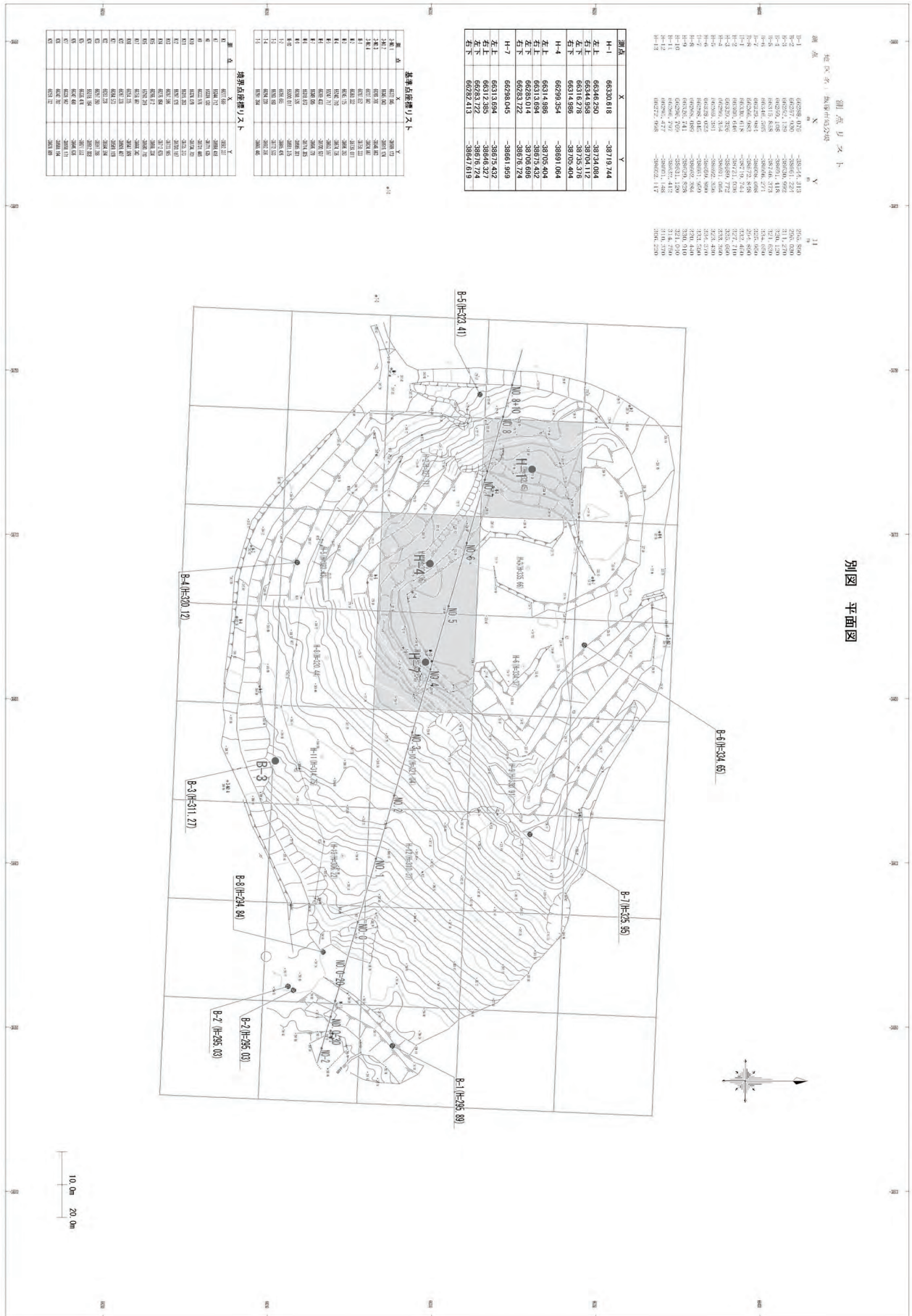
(2) BOD及びCODの浸透水基準超過は、埋立廃棄物の組成分析の結果、紙類、木類又は繊維類が混入しており、また、熱しゃく減量分析の結果、熱しゃく減量が5%を超えていたためである。このことから、法第14条第12項の規定により読み替えて適用される法第12条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に適合しない処分が行われていたことが認められる。

(3) 鉛の浸透水基準超過は、別図に示すH-1の区画の標高311.55～316.55mの範囲、H-4の区画の標高292.76～299.96mの範囲及びH-7の区画の標高291.70～304.50mの範囲の廃棄物層から、土壤汚染対策法の規定に基づく溶出量試験（平成15年環境省告示第18号「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」による試験）を行った結果、鉛が定量下限値を超えて溶出したことから、鉛が溶出しやすい廃棄物が除外されている安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立処分が行われていたためである。このことから、産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われていたことが認められる。

(4) さらに、上記(1)のとおり、浸透水基準を超過した地下滞留水により、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。

(5) したがって、法第19条の5第1項に該当する。

別 図 平 面 図



測 点 名 高 度 (m) 20

測 点 名	X	Y	高 度 (m)
B-1	602828.072	-385574.313	202.820
B-2	602828.072	-385574.313	202.820
B-3	602828.072	-385574.313	202.820
B-4	602828.072	-385574.313	202.820
B-7	602828.072	-385574.313	202.820
B-8	602828.072	-385574.313	202.820
B-11	602828.072	-385574.313	202.820
B-12	602828.072	-385574.313	202.820

測 点 名 高 度 (m) 21

測 点 名	X	Y	高 度 (m)
H-1	66330.618	-38719.744	202.820
H-2	66330.618	-38719.744	202.820
H-3	66330.618	-38719.744	202.820
H-4	66330.618	-38719.744	202.820
H-5	66330.618	-38719.744	202.820
H-6	66330.618	-38719.744	202.820
H-7	66330.618	-38719.744	202.820
H-8	66330.618	-38719.744	202.820
H-9	66330.618	-38719.744	202.820
H-10	66330.618	-38719.744	202.820
H-11	66330.618	-38719.744	202.820
H-12	66330.618	-38719.744	202.820

測 点 名 高 度 (m) 22

測 点 名	X	Y	高 度 (m)
A-1	66330.618	-38719.744	202.820
A-2	66330.618	-38719.744	202.820
A-3	66330.618	-38719.744	202.820
A-4	66330.618	-38719.744	202.820
A-5	66330.618	-38719.744	202.820
A-6	66330.618	-38719.744	202.820
A-7	66330.618	-38719.744	202.820
A-8	66330.618	-38719.744	202.820
A-9	66330.618	-38719.744	202.820
A-10	66330.618	-38719.744	202.820
A-11	66330.618	-38719.744	202.820
A-12	66330.618	-38719.744	202.820

測 点 名 高 度 (m) 23

測 点 名	X	Y	高 度 (m)
B-1	602828.072	-385574.313	202.820
B-2	602828.072	-385574.313	202.820
B-3	602828.072	-385574.313	202.820
B-4	602828.072	-385574.313	202.820
B-7	602828.072	-385574.313	202.820
B-8	602828.072	-385574.313	202.820
B-11	602828.072	-385574.313	202.820
B-12	602828.072	-385574.313	202.820

## 公告

建築基準法（同法施行令）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年5月28日

福岡県知事 小川 洋

### 1 意見募集期間

平成25年5月23日から平成25年6月21日まで

### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第135号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、平成25年4月12日から平成25年5月11日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成25年5月28日

福岡県公安委員会

### 1 規則の題名

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年福岡県公安委員会規則第7号）

### 2 規則の公布の日

平成25年5月28日

### 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり制定することとした。

### 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

### 福岡県公安委員会規則第7号

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年5月28日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第4条」に、「第3章 特定の地域における暴力団の排除を推進するための措置（第8条－第12条）」を「第3章 特定の地域における暴力団の排除

第3章の2 特定の事業者に対する暴力団を推進するための措置（第5条－第8条）」に、「第13条－第20条」を「第10条－第17条」に、「第21条－第26条」を「第18条－第24条」に改める。

第3条から第5条までを削る。

第6条第1項中「その者の管理」を「当該命令」に改め、「それぞれ」を削り、同条を第3条とする。

第7条中「様式第5号」を「様式第1号」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「様式第6号」を「様式第2号」に改め、第3章中同条を第5条とする。

第9条第1項中「様式第7号」を「様式第3号」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「様式第8号」を「様式第4号」に改め、同条を第7条とする。

第11条を削る。

第12条中「様式第9号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 特定の事業者に対する暴力団の不当な影響を排除するための措置（代表者等がその地位を失った場合の措置）

第9条 第3条の規定は、条例第20条の2第7項の規定による命令について準用する。

この場合において、第3条中「条例第13条の3第1項又は第2項」とあるのは「条例

第20条の2第7項」と、「管理者（条例第13条の3第1項に規定する管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（以下この条において「代表者等」という。）」と、「交代その他の事由」とあるのは「死亡その他の事由」と、「管理者となった者」とあるのは「代表者等となった者」と、「当該命令に係る暴力団事務所」とあるのは「当該暴力団の主たる暴力団事務所」と、それぞれ読み替えるものとする。

第13条第1項中「様式第10号」を「様式第6号」に改め、同条第3項中「様式第11号」を「様式第7号」に改め、第4章中同条を第10条とする。

第14条第2項中「様式第12号」を「様式第8号」に改め、同条第4項中「様式第13号」を「様式第9号」に改め、同条を第11条とする。

第15条中「様式第14号」を「様式第10号」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「様式第15号」を「様式第11号」に改め、同条を第13条とする。

第17条を第14条とする。

第18条第1項中「様式第16号」を「様式第12号」に改め、同条第3項中「様式第17号」を「様式第13号」に改め、同条を第15条とする。

第19条第2項中「様式第18号」を「様式第14号」に改め、同条第4項中「様式第19号」を「様式第15号」に改め、同条を第16条とする。

第20条第3項中「様式第20号」を「様式第16号」に改め、同条第4項中「様式第21号」を「様式第17号」に改め、同条を第17条とする。

第21条中「様式第22号」を「様式第18号」に改め、第5章中同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（命令の送達に係る書類）

第19条 条例第23条の4第1項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条の2第2項、第14条の2第5項又は第20条の2第4項の規定による命令 中止命令書（様式第19号）

(2) 条例第13条の2第3項、第14条の2第6項又は第20条の2第5項から第7項までの規定による命令（条例第13条の2第3項、第14条の2第6項又は第20条の2第5項若しくは第6項の規定に係る仮の命令を除く。） 再発防止命令書（様式第20号

）

(3) 条例第13条の3第1項の規定による命令 暴力団事務所使用制限命令書（様式第21号）

(4) 条例第13条の3第2項の規定による命令 暴力団事務所廃止命令書（様式第22号）

(5) 仮の命令 再発防止仮命令書（様式第23号）

第22条を削る。

第23条中「公安委員会が」の次に「条例又は」を加え、同条を第20条とする。

第24条を第21条とする。

第25条第1項中「第23条」を「第20条」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公示送達の方法）

第23条 条例第23条の5第1項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察本部長に行わせる場合における当該命令に係る条例第23条の4第2項の規定による公示送達（次項において単に「公示送達」という。）については、条例第23条の4第3項の規定による掲示は、警察本部の掲示板において行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条の5第2項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「警察本部」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。

第26条を第24条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

様式第5号中「第7条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第6号中「第8条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第7号中「第9条、第10条関係」を「第6条、第7条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第8号中「第10条関係」を「第7条関係」に、「第10条の規定」を「第7条の規定」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第9号中「第12条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。



様式第10号中「第13条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第11号中「第13条関係」を「第10条関係」に、「第13条第3項」を「第10条第3項」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第12号中「第14条関係」を「第11条関係」に、「第14条第2項」を「第11条第2項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第13号中「第14条関係」を「第11条関係」に、「第14条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第14号中「第15条関係」を「第12条関係」に改め、同様式の（裏）中「若しくは前条第2項」を「、第20条第2項若しくは前条第1項から第3項まで」に、「若しくは第14条の2第5項若しくは第6項」を「、第14条の2第5項若しくは第6項若しくは前条第4項から第7項まで」に改め、「暴力団員が第13条の2第1項」の次に「若しくは前条第1項から第3項まで」を加え、「若しくは第13条の3第1項若しくは第2項」を「、第13条の3第1項若しくは第2項若しくは前条第4項から第7項まで」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第15号中「第16条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第16号中「第18条関係」を「第15条関係」に、「第18条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第17号中「第18条関係」を「第15条関係」に、「第18条第3項」を「第15条第3項」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第18号中「第19条関係」を「第16条関係」に、「第19条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第19号中「第19条関係」を「第16条関係」に、「第19条第4項」を「第16条第4項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第20号中「第20条関係」を「第17条関係」に、「第20条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第21号中「第20条関係」を「第17条関係」に、「第20条第4項」を「第17条第4項」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第22号中「第21条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第18号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第 1 9 号 (その 1) (第 1 9 条関係)

中止命令書

第 年 月 日 号

殿

警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本 (国) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）第 条 第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--



様式第 2 0 号 (その 1) (第 1 9 条関係)

再発防止命令書

第 号  
年 月 日

殿

福岡県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本 (国) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）第 条  
第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

## 様式第 2 0 号（その 2）（第 1 9 条関係）

命令をする	
理 由	

## （教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A 4）

様式第 2 1 号 (その 1) (第 1 9 条関係)

暴力団事務所使用制限命令書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本 (国) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	現に管理する暴力団事務所 の所在地	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）第 1 3 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(A 4)

## 様式第 2 1 号 (その 2) (第 1 9 条関係)

命 令 を す る	
理 由	

## (教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A 4)

様式第 2 2 号 (その 1) (第 1 9 条関係)

暴力団事務所廃止命令書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本 (国) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	現に管理する暴力団事務所 の所在地	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）第 1 3 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(A 4)



## 様式第 2 2 号（その 2）（第 1 9 条関係）

<p>命令をする</p> <p>理 由</p>	
-------------------------	--

## （教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

様式第23号の（その1）及び（その2）中「第22条関係」を「第19条関係」に改める

。

様式第24号中「第25条関係」を「第22条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

---

#### 福岡県公安委員会規則第8号

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年5月28日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条の4」を「第23条の5」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「第23条の4第1項」を「第23条の5第1項」に改める

。

第6条の見出し中「第23条の4第2項」を「第23条の5第2項」に改め、同条中「第23条の4第2項」を「第23条の5第2項」に、「又は第14条の2第5項」を「、第14条の2第5項又は第20条の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。